

審查基準整理票

処分名	国民健康保険標準負担額減額の差額支給		
根拠法令名	国民健康保険法施行規則	第 2 6 条の 5 第 1 項	
基準法令名	国民健康保険法施行規則	第 2 6 条の 5 第 1 項	
所管部署	健康福祉部 保険年金課 資格給付係		
標準処理期間	1 2 0 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 国民健康保険（食事療養・生活療養）標準負担額減額の差額支給に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令のとおりとする。なお、当該法令等が記載された図書は担当課において備置く。 <参考> 【根拠・基準法令】 国民健康保険法施行規則 （食事療養標準負担額の減額に関する特例） 第二十六条の五 市町村又は組合は、被保険者が、保険医療機関において、前条の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払った場合において、当該確認を受けなかったことがやむを得ないものと市町村又は組合が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。